

登録意匠「検査用照明器具」意匠権侵害差止等請求事件：大阪地裁平成28(ワ)12791・平成30年11月6日（4部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

部分意匠，意匠の類似，類否判断の基準（物的，人的），不法行為に基づく損害額，不当利得

【主 文】

- 1 被告は，別紙「物件目録」1ないし3記載の製品を製造し，販売し，販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は，原告に対し，289万5387円並びに内金271万6641円に対する平成29年1月17日から，内金13万8096円に対する平成30年3月6日から，及び内金4万0650円に対する同年8月2日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は，これを5分し，その1を被告の，その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は，第2項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，意匠権（意匠登録第1224615号）を有する原告が，被告において，原告のこの意匠権に係る意匠に類似する意匠を備える別紙「物件目録」1ないし6記載の製品（以下，まとめて「被告製品」といい，各製品を同別紙の記載に従い，「イ号物件」などという。）を製造，販売し，原告の上記意匠権を侵害したとして，被告に対し，①意匠法37条1項に基づき，被告製品の製造，販売等の差止めを請求し，②同条2項に基づき，被告製品の廃棄を請求するとともに，③意匠権侵害の不法行為に基づき，イ号物件ないしハ号物件については平成26年1月以降の，ニ号物件ないしヘ号物件については，遅くとも平成28年11月以降の，販売による損害の賠償及びこれらに対する訴状送達の日（イ号物件ないしハ号物件については不法行為日の後の日）である平成29年1月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払及び④不当利得に基づき，平成25年12月末までのイ号物件及びハ号物件の販売による利得の返還並びにこれらに対する受益（利得）日の後の日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を請求する事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告（シーシーエス株式会社）は，製造物の生産・検査・観察用途の照明

機器の開発、製造及び販売等を目的とする会社である。

イ 被告（株式会社イマック）は、メカトロニクス機器の設計、製作及び販売等を目的とする会社である。

(2) 本件意匠権

ア 原告は、次の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録に係る意匠を「本件意匠」という。）を保有している。本件意匠は、意匠に係る物品の一定の範囲を対象とする部分意匠であり、その形態は、別紙「本件意匠の図面」の各図面の実線で表した部分のとおりである。

(ア) 登録番号： 第 1 2 2 4 6 1 5 号

(イ) 登録日： 平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

(ウ) 出願日： 平成 1 6 年 4 月 1 2 日

(エ) 出願番号： 意願 2 0 0 4 - 1 1 2 2 6

(オ) 意匠に係る物品： 検査用照明器具

(カ) 意匠に係る物品の説明： 本物品は、工場等において製品の傷やマーク等の検出（これらを総称して検査という。）に用いられるもので、LED や光学素子を内蔵し（図示しない。）、先端の光導出ポートから光を照射する。その光は、直接又は光ファイバ等のライトガイドを介して製品に照射される。

(キ) 意匠の説明： 別紙「本件意匠の図面」の各図面に示すように、実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

C-C' 一点鎖線は中間省略を行った部分を示す線である。背面図は正面図と対称に表れる。

イ 本件意匠の関連意匠として、次の意匠権が登録され、原告はこれを保有している。

(ア) 登録番号： 第 1 2 2 4 7 8 0 号

(イ) 登録日： 平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

(ウ) 出願日： 平成 1 6 年 4 月 1 2 日

(エ) 出願番号： 意願 2 0 0 4 - 1 1 2 4 1

(オ) 意匠に係る物品： 検査用照明器具

(3) 被告による被告製品の製造、販売等

ア 被告は、業として、検査用照明器具であるイ号物件ないしハ号物件を製造、販売し、また、それらの販売の申出をしていた。その販売開始日は次のとおりである（乙 2 2, 2 3）。

(ア) イ号物件（製品名 同軸スポット照明） 平成 2 2 年 6 月 2 8 日

(イ) ロ号物件（製品名 同軸スポット照明） 平成 2 7 年 6 月 1 7 日

(ウ) ハ号物件（製品名 赤外照明） 平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

イ 被告は、平成 2 8 年 1 0 月ないし 1 1 月ころ、イ号物件ないしハ号物件の製造、販売を中止し、このころ、その後継として、検査用照明器具であるニ号物件ないしヘ号物件の製造、販売を開始し、以後、業として、ニ号物件ないし

へ号物件を製造、販売し、また、その販売の申出をしている（甲19、乙5の1、5の2）。

ウ 被告製品の形態は、別紙「被告製品の図面」の各図面のとおりであり、そのうち後端フィンの後面（後端面）に設けられたねじ穴に関する形態は、別紙「被告製品の後端フィンの後面に設けられたねじ穴に関する意匠（構成態様）」記載のとおりである（乙13）。

(4) 被告による意匠登録等

ア 被告は、次の各意匠権（以下、各意匠を順番に「被告登録意匠1」などといい、これらの登録意匠をまとめて「被告登録意匠」という。）を保有している（乙1ないし3）。

(ア) 意匠登録第1567961号

- a 登録日：平成28年12月22日
- b 出願日：平成28年9月26日
- c 出願番号：意願2016-20562
- d 意匠に係る物品：放熱フィン付き検査用照明器具
- e 関連意匠：次の(イ)及び(ウ)の登録意匠

(イ) 意匠登録第1568313号

- a 登録日：平成28年12月22日
- b 出願日：平成28年9月26日
- c 出願番号：意願2016-20564
- d 意匠に係る物品：放熱フィン付き検査用照明器具
- e 関連意匠：次の(ウ)の登録意匠

(ウ) 意匠登録第1568314号

- a 登録日：平成28年12月22日
- b 出願日：平成28年9月26日
- c 出願番号：意願2016-20565
- d 意匠に係る物品：放熱フィン付き検査用照明器具
- e 関連意匠：上記(イ)の登録意匠

イ 原告は、平成29年5月8日、被告登録意匠1及び3について、各意匠登録の無効審判を請求したが、同年12月27日、請求は成り立たないとの各審決がされ、知的財産高等裁判所に審決の取消しを求める各訴訟を提起したが、平成30年6月27日、原告の請求はそれぞれ棄却された（甲20、乙15、16、24、25）。

(5) 原告による検査用照明器具の製造、販売

原告は、遅くとも平成7年頃から、現在に至るまで、検査用照明器具を製造、販売しており、平成14年以降、「高輝度LEDスポット照明」である「HLVシリーズ」の製品を製造、販売している。

また、原告は、平成16年8月から、「第2世代HLVシリーズ」の製品（下記第4において、「原告の製品」ということがある。）の販売を開始し

た。従来は、発光面（光導出ポート）と反対側の後端フィンの後面（後端面）から電源ケーブルを引き出していたが、この製品では、検査用照明器具の側周面から電源ケーブルを引き出すこととされた（甲8ないし13、15ないし17、乙6）。

2 争点

- (1) 告製品の意匠は本件意匠に類似するか（争点1）
- (2) 本件意匠は意匠登録無効審判により無効にされるべきものか（争点2）
- (3) 被告が本件意匠権を侵害するおそれがあるか（争点3）
- (4) 原告の損害額、原告の損失・被告の利得の額（争点4）

【判 断】

1 争点2（本件意匠は意匠登録無効審判により無効にされるべきものか）について

(1) 事案に鑑み、争点2から判断する。

本件意匠は、意匠に係る物品を検査用照明器具とし、その形態は、別紙「本件意匠の図面」の各図面の実線で表した部分である。本件意匠は部分意匠であり、意匠に係る物品の説明や、別紙「本件意匠の図面」の参考斜視図に照らせば、本件意匠は、前端面に発光面（光導出ポート）が設けられた検査用照明器具の後方部材の意匠であり、弁論の全趣旨によれば、この後方部材は検査用照明器具において生じた熱を放出するために設けられたもの（放熱部）であると認められる。

(2) 本件意匠の構成態様

ア 別紙「本件意匠の図面」（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、本件意匠の構成態様は、次のとおりと認められる（符号は原告の主張をベースにしているが、構成態様の内容は、下記イの点に加え、原告も異論がないとしている別紙「被告主張の構成態様」の内容等も踏まえ、一部変更、付加した。）（表形式に整理すると、別紙「裁判所認定の構成態様」の「本件意匠」欄記載のとおり。）。

(ア) 基本的構成態様

- A 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）である。
- B 該後方部材の中心には、検査用照明器具の前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- C 該支持軸体の中間及び後端には、薄い円柱状の、該支持軸体よりも径の大きいフィンが複数枚、間隔を空けて設けられている。
- D 該複数枚のフィンのうち、該支持軸体の後端に設けられたフィン（以下「後端フィン」という。）は、該支持軸体の中間に設けられたフィン（以下「中間フィン」という。）よりも厚くなっている。

(イ) 具体的構成態様

- E 中間フィン及び後端フィンは、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されており、その間隔寸法は、フィンの直径の約12.5%である。なお、この「間隔寸法」の意義は被告主張のとおりである。
- F 後端フィン及び中間フィンの外径は、該前方部材の最大径と略等しい。
- G 中間フィンの枚数は2枚である。
- H 中間フィンの厚みは、フィンの直径の約4.2%であり、後端フィンは、中間フィンに比べて約2倍の厚みである。
- I 後端フィンの後面（後端面）の縁の全てに面取り（厚みの約10.0%）が施してある。
- J 支持軸体は円柱状で、同一径であり、その直径はフィンの約20.8%である。
- K 中間フィン及び後端フィンの前面の縁は、正面視した場合、直角である（テーパが設けられていない）。
- L 中間フィン及び後端フィンの外周面は、円柱側面である。
- M 後端フィン及び中間フィンの各面は、支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく、平滑である。

イ 原告の主張について

原告は、本件意匠の基本的構成態様として、「電源ケーブルの引き出し口は、後方部材を除いた部位に設けられており、該引き出し口は、後方部材には設けられていない。」（D'）ということ、具体的構成態様として、「中間フィン及び後端フィンの径は、ケーシングの最大径と略等しい。」（F）ということ、被告は、これらを本件意匠の構成態様とすべきではないと主張する。

本件意匠は部分意匠であり、物品の一定の範囲を実線をもって登録した部分に権利が生じるものであって、物品全体の形状を示すために破線をもって示された部分は、部分意匠の権利の対象となるものではなく、前記基本的構成態様D'に係る原告の主張は、破線部分に電源ケーブルの引き出し口が存することを本件意匠の構成要素とするものであるから、失当といわざるを得ない。

他方で、部分意匠から生じる美感は、物品全体と意匠登録部分との相対的關係、すなわち部分意匠として登録された部分の位置、大きさ、範囲によって異なり得ると考えられ、本件意匠においては、検査用照明器具の前方部材と後方部材との位置関係や、径の大小関係が異なれば、意匠登録部分から生じる美感は異なると考えられるから、本件意匠の構成態様に、支持軸体が前方部材の後方に延伸すること（前記B）、フィンの外径が前方部材の最大径と略等しいこと（前記F）を含めることは、部分意匠制度の趣旨に反するものではない。

ウ 原告のその他の主張及び被告の主張について

原告は基本的構成態様において、フィンの中心軸が合致していること（C）を挙げ、被告は基本的構成態様においてフィンの間隔が等しいこと（Ⅲ）を挙

げているが、これらは本件意匠を詳細に検討して初めて分かるものであるから、具体的構成態様と位置付けるのが相当である。

また、原告は後端フィンの後面（後端面）の形態について何ら記載しておらず、他方で被告は「ねじ穴が設けられていない」という形で特定している

(XII)が、別紙「本件意匠の図面」の各図面から明らかなその形態に照らせば、「平滑である」（前記アのM）という形で特定するのが相当であるし、後端フィンの後面だけでなく、その前面や中間フィンの各面の構成態様にも触れる必要があると考えられる。

(3) 被告主張の無効理由1について（乙8意匠による新規性欠如）

ア 被告が引用する乙8は、『エレクトロニクスのための 熱設計完全入門』という題名の文献であり、その171頁には「代表的ヒートシンクの形状」として3つの型が掲載されており、そのうちの1つとして、次のヒートシンク

（タワー型）の形態が開示されている。この文献は1997（平成9）年7月18日に発行されたものであるから、この意匠（乙8意匠）は本件意匠の意匠登録出願前に日本国内において公然知られた意匠であると認められる。



乙8の171頁には「、空気抵抗が小さいので多くの場合強制空冷に使われます」と記載され、さらに「フィン間隔を狭めるとその間に挟まれた空気の流動性が悪くなり、熱伝導率が小さくなってしまいます」などと記載されている。これらの記載に照らせば、上記「ヒートシンク」は、熱を放出させる部材（放熱部）に相当するものと認められる。

イ しかしながら、乙8の文献からは、上記「ヒートシンク」がどのような物品の放熱部として用いられるものかは明らかでなく、「エレクトロニクスのための」と表題が付されていることから、検査用照明器具の一部に用いられるかは不明といわざるを得ず、乙8意匠が、本件意匠に係る物品と同一又は類似の物品の意匠であると認めることはできない。この点、被告は本件では検査用照明器具と放熱フィンという物件の枠組みで公知意匠と対比すれば足りると主張しているが、本件意匠における放熱部（後方部材）は検査用照明器具の一部材であるから、被告主張のように考えることはできない。

また、乙8の文献からは、ヒートシンクと他の部材との位置や大きさの関係、あるいはヒートシンクの各部分の具体的な寸法等も明らかでないし、仮に上記ヒートシンクのフィン様の部分が、本件意匠の中間フィンや後端フィンに相当するとしても、乙8意匠の各フィン部分の厚さは同じように見えるから、

後端フィンが中間フィンよりも厚いとする本件意匠の基本的構成態様Dを備えていないことがうかがわれる。

ウ 以上のように、乙8意匠には明らかでない点が多々あり、本件意匠とは物品も形態も相違することから、乙8意匠に基づいて、本件意匠に新規性欠如の無効理由があるとする被告の主張は、理由がないというべきである。

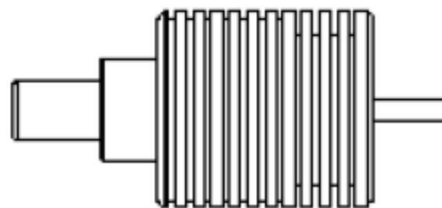
(4) 被告主張の無効理由2について（乙7等意匠による新規性欠如）

ア 被告が引用する雑誌（乙9の60頁及び乙10の67頁）には、「画像処理用光源製品ガイド」として、被告製と同軸・スポット照明「IHV-27」の写真が掲載されている。このうち乙10には、製品の説明として、「鏡面上のワーク検査に最適」とか、「画像処理分野だけでなくスポット照明としても使用は広範囲」と記載されているから、上記被告製品は検査用照明器具であると認められ、本件意匠に係る物品と同一である。

そして、上記雑誌は2002（平成14）年10月1日及び2003（平成15）年10月1日に発行されたものであるから（乙9、10）、この写真に掲載された被告製品の意匠は、本件意匠の意匠登録出願前に日本国内において公然知られた意匠であると認められる。

しかしながら、乙9及び10の写真は、上記被告製品を斜め前方から撮影したものであることから、支持軸体の存否や径は不明であって、後方部材とそれ以外の部分の区別もなく、フィン様のものが10枚程度あるように見えるにすぎないから、乙9及び10の写真のみから、本件意匠と同一又は類似の意匠が開示されているということはできない。

イ また、被告担当者の説明書（乙7、11）によれば、上記被告製品の形態は下記図面のおりであるとされ、そうであるとすれば、上記被告製品を手にした者は、下記図面並びに乙9及び10の写真で示される意匠を認識し得ることになる。



しかしながら、上記図面並びに乙9及び10の写真で示される上記被告製品の構成態様を、本件意匠の構成態様と対比すると、①被告製品の後部の中心にある軸体の直径は、フィンに相当するものの直径の半分をはるかに超えており、本件意匠の支持軸体と比べると相当太いこと（本件意匠の具体的構成態様J参照）、②本件意匠ではフィンの間隔は中間フィンの厚みの約3倍であるところ（同E及びHの比較によりそのようにいえる。）、上記図面ではフィンに相当するもの同士の間隔がその厚さよりも狭いこと（同E、H参照）、③後端面から電源ケーブルが引き出されていることから、後端面が平滑でない（孔が設けられている）こと（同M参照）などの差異点があると認められる。そし

て、後端面に電源ケーブルを引き出す孔があること、支持軸体の太さ、フィンの間隔の差異は相当大きなものであり、需要者が容易に気付くことができると認められることからすると、これらの意匠が視覚を通じて起こさせる美感は、異なると認められる。

ウ 以上によれば、乙9及び10の写真によって開示されている意匠を前提としても、乙7及び11の図面で示される意匠を前提としても、乙7等意匠と本件意匠が類似するということはできず、乙7等意匠により本件意匠の新規性が否定されるとする被告の主張は、理由がないというべきである。

(5) 被告主張の無効理由3について（乙7等意匠及び乙8意匠による創作容易性）

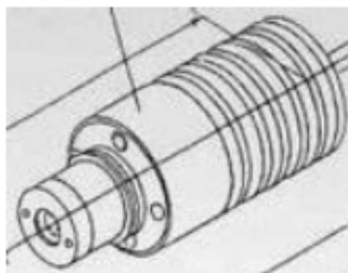
被告は、本件意匠は、乙7等意匠及び乙8意匠に基づいて容易に創作できるものであると主張する。

しかし、乙8意匠について、タワー型のヒートシンクがどのような物品の放熱部として用いられるものかは明らかでなく、これと他の部材との位置や大きさの関係、あるいはヒートシンクの各部分の具体的な寸法等も明らかでないことは、前記(3)で述べたとおりである。

他方、乙7等意匠と本件意匠とを対比すると、多数の差異があることは前記(4)で述べたとおりであって、仮にこれにタワー型のヒートシンクである乙8意匠を組み合わせたとしても、後端面より電源ケーブルを引き出す孔は差異点として残り、後端面以外から電源ケーブルを引き出し、後端面を平滑にすることが技術的にありふれていると認めるべき証拠もない以上、乙7等意匠に乙8意匠を組み合わせることによって本件意匠を容易に創作し得るということとはできず、この点についての被告主張の無効理由3は理由がないというべきである。

(6) 被告主張の無効理由4について（乙4意匠による新規性欠如）

被告は、早期審査に関する事情説明書（乙4）に、被告出願の意匠に対する公知資料として、ネオアーク株式会社の「バイオレット レーザーダイオード」のカタログを引用しており、次のような製品の形態（乙4意匠）が開示されている（なお、乙4の記載では、上記カタログの発行は平成13年とされる。）。



このカタログの1枚目に、製品の用途として、「光源」とか、「光記録媒体の記録評価、光造形、光化学反応、紫外分光分析、紫外域磁気特性評価」、
「高分子新材料評価」と記載されており、仕様として、「レーザー発振波長」

や「レーザー出力」，「素子」等が記載されていることから，乙4意匠に係る製品は，レーザーの発振器であって，広義の光源装置に属するものではあっても，検査用照明器具である本件意匠に係る物品とは用途が異なり，物品として同一又は類似であるとはいえない。

また，乙4意匠は，本件意匠のフィンに相当するものが6枚程度あるように見え，これは本件意匠のフィンの枚数（3枚）（基本的構成態様C及び具体的構成態様G）と対比すると，美感を異にする程度の大きな差異があるというべきであるし，乙4意匠には，中心にあると思われる軸体の形状や太さ（本件意匠の具体的構成態様J参照）が不明であることや，後端面から電源ケーブルが引き出されており，後端面が平滑でない（孔が設けられている）（同M）といった差異もあると認められる。

以上のように，乙4意匠には明らかでない点があることや，本件意匠との差異も相当程度にあつて，視覚を通じて起こさせる美感も異なることから，乙4意匠により本件意匠の新規性が否定されるとする被告主張の無効理由4は，理由がないというべきである。

(7) 被告主張の無効理由5について（乙4意匠及び乙8意匠による創作容易性）

被告は，本件意匠は乙4意匠及び乙8意匠に基づき，容易に創作できるものであると主張している。

しかし，乙8意匠について，タワー型のヒートシンクがどのような物品の放熱部として用いられるものかは明らかでなく，これと他の部材との位置や大きさの関係，あるいはヒートシンクの各部分の具体的な寸法等も明らかでないことは，前記(3)で述べたとおりである。

また，乙4意匠について，本件意匠のフィンに相当するものが6枚程度あるように見えるほか，中心にあると思われる軸体の形状や太さが不明であること，後端面から電源ケーブルが引き出されており，後端面が平滑でない（孔が設けられている）ことも，前記(6)で述べたとおりである。

そうすると，乙4意匠と乙8意匠を組み合わせたとしても，本件意匠との差異は多く，本件意匠を容易に創作することができたと認められないから，被告主張の無効理由5は，理由がないというべきである。

(8) 被告主張の無効理由6について（乙12意匠による新規性欠如）

ア 被告が引用する乙12は，平成15年6月16日に発行された意匠公報であるから，これに記載された意匠（乙12意匠）は，本件意匠の意匠登録出願前に日本国内において公然知られた意匠であると認められる。

また，乙12意匠に係る物品は「検査用照明器具」であり，本件意匠に係る物品と同一である。

そして，乙12意匠の形態は，別紙「乙12意匠の図面」のとおりであると認められる（乙12）。

イ これによれば，乙12意匠については，①検査用照明器具の後方部材に，

後方に延伸する支持軸体が設けられていること（本件意匠の基本的構成態様A, B），②支持軸体の中間及び後端には，薄い円柱状の，支持軸体よりも径の大きいフィンが複数枚，間隔を空けて設けられていること（同C），③後端フィンは，中間フィンよりも厚いこと（同D，同具体的構成態様Hの一部），④中間フィン及び後端フィンは，中心軸を合致させ，かつ，互いに等しい間隔で設置されていること（同Eの一部），⑤後端フィン及び中間フィンの外径は，前方部材の最大径と略等しいこと（同F），⑥後端フィンの後面の縁の全てに面取りが施してあること（同Iの一部），⑦支持軸体は円柱状で，同一径であり，その直径はフィンと比べて細いこと（同Jの一部），⑧中間フィン及び後端フィンの前面の縁は，正面視した場合，直角である（テーパが設けられていない）こと（同K），⑨中間フィン及び後端フィンの外周面が円柱側面であること（同L）が認められ，これらは本件意匠と共通すると認められる。

ウ しかしながら，別紙「乙12意匠の図面」の右側面図によると，乙12意匠の後端フィンの後面の上側には孔が1つ設けられており，別紙「乙12意匠の図面」の使用状態を示す正面図によれば，この孔は後端フィンを貫通しているほか，中間フィンの同じ位置にも同様の貫通孔が設けられていることが認められ，本件意匠の後端フィン及び中間フィンに，支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく，その各面は平滑であるから（具体的構成態様M），この点は本件意匠との差異である。そして，後端フィンの後面の形態は外部から容易に視認することができるもので，使用時にはここから電源ケーブルが引き出されることからすると，この差異が美感に与える影響は大きく，検査用照明器具の放熱部に設けられたフィンの後端面を平滑にした意匠は本件意匠以外には見当たらないから，上記差異は需要者が着目する点であると認められる。

エ そうすると，乙12意匠と本件意匠とでは，視覚を通じて起こさせる美感は異なるものと認められるから，乙12意匠によって本件意匠の新規性が否定されるとする被告主張の無効理由6は，理由がないというべきである。

(9) 被告主張の無効理由7（乙12意匠及び乙8意匠による創作容易性）

被告は，乙12意匠と乙8意匠の存在によって，本件意匠の創作非容易性が否定される旨主張している。

しかし，乙8の文献からは，タワー型のヒートシンクがどのような物品の放熱部として用いられるものかは明らかでなく，これと他の部材との位置や大きさの関係，あるいはヒートシンクの各部分の具体的な寸法等も明らかでないことは，既に述べたとおりである。

また，前記(8)で認定したとおり，乙12意匠では，後端フィン及び中間フィンの上側に貫通孔が設けられていることから，この意匠と乙8意匠を組み合わせるためには，乙12意匠において，後端面から電源ケーブルを引き出すのをやめて，後端フィンの後面を平滑にする必要があるが，既に述べたとおり，従前の意匠にこのようなものは見当たらず，検査用照明器具の放熱部に設けられたフィンの後端面を平滑にすることが技術的にありふれているということは

できないから、本件意匠が創作容易であるということはできず、被告主張の無効理由7は理由がない。

(10) 被告主張の無効理由8（乙12意匠及び乙7等意匠による創作容易性）

被告は、乙12意匠と乙7等意匠の存在によって、本件意匠の創作非容易性が否定される旨主張している。

しかし、乙7等意匠と乙12意匠を組み合わせたとしても、後端フィンの後面が平滑な本件意匠の構成態様となることはなく、このような形態がありふれたものといえないことは、既に述べたとおりであるから、乙12意匠と乙7等意匠によって、本件意匠を創作容易とすることはできず、被告主張の無効理由8は理由がない。

(11) まとめ

以上より、本件意匠は、意匠登録無効審判により無効にされるべきものとはいえない。

2 争点1（被告製品の意匠は本件意匠に類似するか）について

(1) 本件意匠に係る物品と被告製品が同一であることは、当事者間に争いがないから、以下、本件意匠と被告製品の意匠が類似するかどうかについて検討する。

(2) 本件意匠の構成態様

本件意匠の構成態様は、前記1(2)アで認定したとおりである。

(3) 本件意匠の要部

ア 登録意匠と対比すべき意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法24条2項）ものとされており、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、並びに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と対比すべき意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。

そして、本件意匠に係る物品の説明によれば、本件意匠に係る物品である検査用照明器具は、工場等において製品の傷やマーク等の検出（検査）に用いられるものであるから、そのような検査を必要とする製品の製造業者等によって購入されるものであると推認される。したがって、意匠の類否判断における取引者・需要者は、そのような製造業者等である。

そこで、このような需要者の観点から、本件意匠の要部について検討する。

イ 公知意匠

(ア) 平成15年6月16日に発行された意匠公報（乙12）において、乙12意匠（別紙「乙12意匠の図面」参照）が開示されていた。そして、乙12意匠は、前記1(8)イで認定したとおり、本件意匠の基本的構成態様AないしDと同じ構成態様を備えているほか、本件意匠の具体的構成態様E、H、I及びJの一部並びにF、K及びLと同じ構成態様を備えている。

そうすると、以上の構成態様は、検査用照明器具の物品分野の意匠において、本件意匠の意匠登録出願前に広く知られた形態であったと認められる。(イ)他方で、後端フィン及び中間フィンの各面が、支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく、平滑であるという構成態様(同M)は、乙12意匠においても開示されておらず、前記1(8)で述べたとおり、検査用照明器具においてそのような構成態様を備えたものは公知意匠として存在していなかった(甲14で開示されている意匠においても、後端フィン及び中間フィンの上側に貫通孔が設けられている。)。この点、乙8意匠はタワー型のヒートシンクの意匠であり、その後端面は平滑であるが、前記1(3)で判示したとおり、これがどのような物品の放熱部として用いられるものかは明らかでなく、これと他の部材との位置や大きさの関係、あるいはヒートシンクの各部分の具体的な寸法等も明らかでないし、そもそも乙8の文献はヒートシンクに関する一般的説明をしたものにすぎないから、要部の認定に当たって参酌すべき公知意匠というべきものとはいえない。

そして、前記1で判示したとおり、本件意匠の具体的構成態様Mは、その意匠登録出願前の公然知られた意匠に基づき、容易に創作することができたものとはいえないから、公知意匠にない新規な創作部分であると認められる。

ウ 意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等

一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ないから、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断やその前提となる要部認定の際に参酌すべき場合がある。

このような観点から検討すると、本件意匠に係る物品は検査用照明器具でありLED等を内蔵するところ、LEDを使用すると熱を発生し、器具内の温度が上昇することから、その放熱(設計)の必要性が指摘されている(甲21、22、24ないし25の2)。そして、本件意匠はその放熱部の意匠であり、特にそこに設けられたフィンは放熱するための部材(放熱フィン)であるから、放熱を必要とする検査用照明器具の需要者は、放熱効率という観点から、本件意匠の部材の形態や配置の状況に着目すると考えられ、具体的には、放熱部である後方部材が前方部材の延伸上にあること、放熱部である後方部材が、前方部材と同程度の大きさ(径)であること、複数枚のフィンが間隔を空けて配置されていること、フィンよりも支持軸体の方が径が小さく、支持軸体の貫通孔以外のフィンの部分が放熱に寄与することに着目すると思われる。

また、前記1で検討した公知意匠の内容に照らすと、フィンの枚数、間隔及び厚みを変更したり(中間フィンと後端フィンの厚みの関係も含む。)、フィンに面取りを加えたり、支持軸体の径を変更したりすることは、ありふれた手法というべきであって、需要者がそのわずかな違いに着目するとは考えられないが、需要者が放熱を重視する場合、少なくとも、フィンの枚数や厚み、支持

軸体とフィンの径の関係、フィンの間隔とフィンの径の関係が大きく変われば、受ける美感は異なってくると考えられる。

他方、乙12意匠等の公知意匠では、後端面（後端フィンの後面）から電源ケーブルが引き出されており、そのために後端フィンや中間フィンの上側に貫通孔が設けられ、又は後端フィンの中心部に孔が設けられていたところ、電源ケーブルの引き出し位置がどこであるかは、検査用照明器具としての使用態様に関わることであるから、後端フィン及び中間フィンについて、支持軸体の通過部分以外に貫通孔がなく、その各面が平滑である点は、本件意匠において、公知意匠にはない、需要者の注意を惹く点であると認められる。

エ 要部の認定

以上によれば、公知意匠との関係や、需要者が着目しその注意を惹くという観点から、前記基本的構成態様及び具体的構成態様を総合し、以下の点を本件意匠の要部とするのが相当である。

- (ア) 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材である。
- (イ) 後方部材の中心には、検査用照明器具の前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- (ウ) 支持軸体には、薄い円柱状の中間フィン2枚及び後端フィン1枚が設けられている。
- (エ) 後端フィンは、中間フィンよりも厚くなっている。
- (オ) 支持軸体の径は、フィンの径の5分の1程度である。
- (カ) 中間フィン及び後端フィンの径は、前方部材の最大径とほぼ同じである。
- (キ) フィン相互の間隔は、フィンの径の8分の1程度である。
- (ク) 中間フィン及び後端フィンには、支持軸体の通過部分以外に貫通孔はなく、その各面は平滑である。

(4) 被告製品の構成態様

別紙「被告製品の図面」及び弁論の全趣旨によれば、被告製品の構成態様は、別紙「裁判所認定の構成態様」の「イ号物件」ないし「へ号物件」欄記載のとおりと認められる（符号は原告の主張をベースにしているが、構成態様の内容は、原告も異論がないとしている別紙「被告主張の構成態様」の内容等も踏まえ、一部変更、付加した。）。なお、「共通」とあるのは、「本件意匠」欄記載の構成態様と同じ構成態様であるという意味である。

(5) 本件意匠とイ号物件ないしハ号物件の意匠との類否

ア 本件意匠の要部（前記(3)エ(ア)ないし(ク)）と前記(4)で認定した被告製品の構成態様とを対比すると、イ号物件ないしハ号物件については、中間フィンが3枚であること（同(ウ)参照）、支持軸体の径がフィンの径の3分の1強であること（同(オ)参照）、フィン相互の間隔がフィンの径の約10分の1ないし約6分の1であること（同(キ)参照）、イ号物件及びハ号物件については、後端フィンの後面中心にねじ穴が1箇所あり、ロ号物件については、後端フィ

ンを貫通するねじ穴が2箇所あって、その後面又は各面が平滑でないこと（同(ク)参照）といった差異点があり、その余は共通点であると認められる。

イ まず、中間フィンの枚数、支持軸体とフィンの径の関係、フィンの間隔とフィンの径の関係について、大きく相違すれば異なる美感を生じさせる場合があることは前述したところであるが、本件意匠とイ号物件ないしハ号物件の各意匠との差異はわずかであり、格別異なる美感を生じさせるとまでは認められない。

ウ 本件意匠の要部(ク)については、イ号物件ないしハ号物件の中間フィンに貫通孔はなく、その各面は平滑であるものの、後端フィンについては、ねじ穴又は貫通孔があり、その後面又は両面が平滑でない点で相違する。

しかしながら、イ号物件及びハ号物件については、後端フィンの後面中心にねじ穴が設けられているため、ねじ穴自体は支持軸体の中であって、中間フィンに貫通孔はなく、ロ号物件については、後端フィンの左右対称位置にねじ穴があって、後端フィンは貫通しているものの、中間フィンに貫通孔は存しない（別紙「被告製品の後端フィンの後面に設けられたねじ穴に関する意匠（構成態様）」参照）。

需要者が検査用照明器具の商品としての特長を把握しようとする際には、正面、あるいは斜め前方、斜め後方から見て、発光部の構造、放熱部の構造、両者の構造的関係を把握しようとすると考えられ、この場合、後端フィンのみならず中間フィンにも貫通孔のある乙12意匠のような製品であれば、容易に貫通孔の存在を認識するのに対し、イ号物件ないしハ号物件の場合、正面、あるいは斜め前方から観察した程度では、ねじ穴の存在を認識することはなく、後方から観察した場合に初めて後端フィンのねじ穴の存在を認識すると考えられ、ねじ穴があるという機能の違いを認識することはあっても、格別これを美感の違いとして認識することはないと思われる。

エ アないしウを総合すると、本件意匠の要部である前記(3)エ(ア)ないし(ク)とイ号物件ないしハ号物件の構成態様とを対比すると、差異点は存するものの、いずれも細部といえる点であって、需要者に視覚を通じて起こさせる美感が異なるといえるような大きな差異点はなく、基本的な構造としてはむしろ共通点が多いから、イ号物件ないしハ号物件の意匠は、いずれもこれを全体として観察した場合、本件意匠と共通の美感を生じさせるものであって、本件意匠に類似するといえることができる。

オ 以上より、被告がイ号物件ないしハ号物件を製造、販売したことは、本件意匠権の侵害となる。

(6) 本件意匠と二号物件ないしハ号物件の意匠との類否

ア 本件意匠の要部（前記(3)エ(ア)ないし(ク)）と前記(4)で認定した被告製品の構成態様とを対比すると、二号物件ないしハ号物件については、支持軸体の径がフィンの径の4割程度であること（同(オ)参照）、フィン相互の間隔がフィンの径の約7分の1ないし約5分の1であること（同(キ)参照）、二号

物件及びへ号物件については、後端フィンの後面中心にねじ穴が1箇所あり、ホ号物件については、後端フィンを貫通するねじ穴が2箇所あって、その後面又は両面が平滑でないこと（同(ク)参照）といった差異点があり、その余は共通点であると認められる。

イ 支持軸体とフィンの径の関係、フィンの間隔とフィンの径の関係が大きく相違すれば異なる美感を生じさせる場合もあるが、本件意匠と二号物件ないしへ号物件の各意匠との差異はわずかであり、異なる美感を生じさせるものでないことは、イ号物件ないしハ号物件について述べたのと同じである。

また、後端フィんにねじ穴があり、平滑でない点があるが、本件意匠と格別の美感の違いを生じさせないことも、イ号物件ないしハ号物件と同じである。

ウ しかしながら、本件意匠では、中間フィン及び後端フィンの外周面が円柱側面である（本件意匠の具体的構成態様L）のに対し、二号物件ないしへ号物件の外周面に、円弧の一部を切り取ったフラット面があることは（二号物件ないしへ号物件の構成態様14ないし16）、視覚的に強い印象を与える。

また、本件意匠では、フィンの前面の縁が正面視で直角であるところ（本件意匠の具体的構成態様K）、ここを直角とするかわずかにテーパーを設けるかはありふれた差異というべきであるが、二号物件ないしへ号物件については、フィンの前面の縁に程度の大きいテーパー（後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60%）があることも（二号物件ないしへ号物件の構成態様k4ないしk6）、強い印象を与える。

また、本件意匠では、フィンの前面の縁が正面視で直角であるところ（本件意匠の具体的構成態様K）、ここを直角とするかわずかにテーパーを設けるかはありふれた差異というべきであるが、二号物件ないしへ号物件については、フィンの前面の縁に程度の大きいテーパー（後端フィンの厚みの約42.9%、中間フィンの厚みの約60%）があることも（二号物件ないしへ号物件の構成態様k4ないしk6）、強い印象を与える。

検査用照明器具の後方部材である本件意匠は、フィンと支持軸体のみで構成されており、需要者が最初に目にするのはフィンであるから、基本的に薄い円柱状であって（前記(3)エ(ウ)）、後端フィンの後面の縁にわずかな面取りがある程度で（具体的構成態様I）、それ以外の縁は正面視で直角であり（同K）、外周面は円柱側面である（同L）という、単純な形態のフィンを有する本件意匠と対比した場合、二号物件ないしへ号物件のフィンの形状は特徴的であり、需要者に別異の視覚的印象を与えるというべきである。

エ 以上によれば、全体として観察した場合、二号物件ないしへ号物件の意匠は、需要者に、本件意匠とは異なる美感を生じさせると考えられるから、両者の意匠は類似せず、被告が二号物件ないしへ号物件を製造、販売することは、本件意匠権の侵害とはならない。

(7) 小括

以上より、被告がイ号物件ないしハ号物件を製造、販売した行為については、不法行為が成立すると共に、被告の不当利得返還義務が生ずるが、二号物件ないしへ号物件に係る原告の主張は理由がない。

3 争点3（被告が本件意匠権を侵害するおそれがあるか）について

被告は、イ号物件ないしハ号物件の製造、販売を中止し、二号物件ないしへ号物件に切り替えたことから、その製造、販売等の差止めの必要性がないと主張している。

確かに、上記製造、販売の中止は、2年近く前に、原告から本件意匠権を侵害することを指摘されて、自発的にされたものである（甲18、19、乙5）が、被告はイ号物件を平成22年6月から、ハ号物件を平成23年11月からそれぞれ長年にわたって製造、販売していたのであるし、本件訴訟においては、イ号物件ないしハ号物件の意匠は本件意匠と類似せず、本件意匠権は無効であるとして争ってきたこと等に照らせば、被告がイ号物件ないしハ号物件を製造、販売等するおそれが全く消滅したとまでいうことはできない。

したがって、被告がこれらを製造、販売等するおそれがあると認められるから、その差止めを認めるのが相当である。

なお、被告がイ号物件ないしハ号物件の製造・販売の中止から2年近くが経過した現時点において、その製品の在庫を有していることを認めるに足りる証拠はないから、原告による被告製品の廃棄請求には理由がない。

4 争点4（原告の損害額、原告の損失・被告の利得の額）について

(1) イ号物件ないしハ号物件の売上げ

ア 乙17及び22によれば、イ号物件ないしハ号物件の売上額は、次のとおりと認められる。

(ア) イ号物件

販売開始（平成22年6月28日）から平成24年12月まで ●（省略）●

平成25年1月から平成26年3月まで ●（省略）●

平成26年4月から販売終了まで ●（省略）●

(イ) ロ号物件

販売開始（平成27年6月17日）から販売終了まで ●（省略）●

(ウ) ハ号物件

販売開始（平成23年11月21日）から平成24年12月まで ●（省略）●

平成25年1月から平成26年3月まで ●（省略）●

平成26年4月から販売終了まで ●（省略）●

イ 平成26年1月以降の売上額

原告は平成25年12月までの売上げに関して不当利得返還請求をするとともに、平成26年1月以降の売上げに関して不法行為に基づく損害賠償請求をしている。そこで、平成25年12月まで及び平成26年1月以降の売上げを確定する必要がある。ところが、被告は年度ごとの売上げや経費を開示するにとどまっているため（乙17）、上記各金額を推計するしかないところ、原告は平成25年1月から3月までの売上げが平成26年1月から3月までの売上げと同じであるという形で推計している。しかし、乙17の「⑧対象物件に係る月別利益」の表には、イ号物件ないしハ号物件の各売上額までは記載されていないものの、これらの物件の月ごとの売上合計額が記載されているから、この表により平成26年1月から3月までの売上額を認定し、これを上記アで認

定した金額から控除するなどして、必要な売上額を確定するのが相当である。そして、この表によれば、平成26年1月の売上合計額は●(省略)●、同年2月の売上合計額は●(省略)●、同年3月の売上合計額は●(省略)●(以上の合計額は●(省略)●)であると認められる。

この金額を上記アの平成26年4月以降の各売上額の合計額に足すと、平成26年1月以降の売上額が確定される場所、その金額は合計●(省略)●となる。

ウ 平成25年12月までの売上額

上記アの平成26年3月までのイ号物件及びハ号物件の各売上額から上記イ記載の●(省略)●(これはイ号物件及びハ号物件の売上額である。)を控除すると、●(省略)●となり、これが平成25年12月までのイ号物件及びハ号物件の売上額である。

(2) 平成26年1月以降のイ号物件ないしハ号物件の販売による被告の利益額乙17の「⑧対象物件に係る月別利益」の表によれば、平成26年1月以降のイ号物件ないしハ号物件の販売に係る費用(材料費、外注費)は、合計●(省略)●(費用の総額から平成25年12月までの材料費を控除した金額)であると認められる。

この金額を上記(1)で認定した平成26年1月以降の売上額から控除すると、●(省略)●となり、これが同月以降の被告の利益額である。

(3) 本件意匠の寄与度ないし推定覆滅事由

ア 被告は、本件意匠の被告製品の売上げ(利益)に対する貢献や寄与は低く、その寄与率は0.2%にも満たないと主張し、推定覆滅事由の存在についても主張している。これに対し、原告は本件意匠の寄与度は100%であると主張し、被告の主張を争っている。

イ そこで本件意匠の寄与度ないし推定覆滅事由について検討する。

(ア) まず、本件意匠に係る物品は検査用照明器具で、本件意匠はその後方部材の意匠であるところ、イ号物件ないしハ号物件全体の中で、上記後方部材に相当する部分が占める割合は、正面視における面積比において、最大でも4割程度と考えられる(乙18参照)。そして、各物件には、本件意匠に係る物品と同じく、前方部材には光導出ポート等が設けられ、LED等が内蔵されていると考えられるから、イ号物件ないしハ号物件全体の製造原価の中で後方部材の製造原価が占める割合は、かなり低いと考えられる。

(イ) また、既に検討したとおり、イ号物件ないしハ号物件の意匠と本件意匠には種々の共通点がみられるものの、これらの共通点に係る構成態様は、検査用照明器具の物品分野の意匠において、本件意匠の意匠登録出願前に広く知られた形態であり、本件意匠の要部とはされない部分も多い。したがって、イ号物件ないしハ号物件が部分意匠である本件意匠に類似するとしても、これが需要者の購買動機に結びつく度合いは低いといわざるを得ない。

(ウ) 原告は、本件意匠の実施品とされる「第2世代HLVシリーズ」の製品

の販売開始に当たって、「従来品に比べ2倍以上明るい」こと、「従来より均一度3倍アップ、明るさも26%アップした」ことを強調し、その特徴として、「低消費電力・低発熱で環境にやさしい」ことや、「長寿命でメンテナンスコストを削減」したこと、「軽量・小型設計で場所を取らず省スペース」であることなど、製品自体の性能や機能等を強調する一方で、本件意匠には言及すらしていない（甲15、16）。また、原告は同製品が掲載されたカタログにおいて、高輝度スポット照明に関し、電源ケーブルを検査用照明器具の側周面から引き出した図面を掲載しつつも、その宣伝文句として、「明るさと均一度をアップした」ことや、「軽量・コンパクト設計、しかも低消費電力で長寿命」であることを記載するとともに、製品の説明において、「高コントラスト撮影が可能」、「従来比2倍の光量アップを実現」などと、製品自体の性能や機能等を強調しており（甲8、乙6）、甲17の製品のカタログにおいても同様であった（甲17）。

被告も、製品のカタログにおいて、「鏡面ワークに最適 軽量・コンパクト」ということや、「パッケージ・液体・印字などの透過検査に最適」であることを強調しており（甲5）、乙23添付の他のカタログにおいても同様である（乙23）。

以上によれば、検査用照明器具の需要者は、検査を必要とする製造業者等であることから、イ号物件ないしハ号物件を購入するに当たり、主に検査用照明器具それ自体の性能や機能等に着目すると認められ、本件意匠との類似性が購買の動機となる程度は高くないといわざるを得ない。

(エ) 被告の主張について

被告は、イ号物件ないしハ号物件の意匠と本件意匠との類似性の程度は低いなどと主張している。しかし、前記2(5)で認定・判示したとおり、両意匠は基本的構成態様においてほぼ共通しているし、本件意匠の要部に関しても共通性が認められる一方で、被告が主張する差異点に係る構成態様が美感に与える影響は小さい。したがって、被告が主張する類似性の低さを本件意匠の寄与度や推定覆滅事由として考慮することはできない。

また、被告は原告の製品とイ号物件ないしハ号物件との価格差に触れ、被告（製品）の方が価格競争力があるとして、それを推定覆滅事由として主張している。しかし、被告製品の標準価格はイ号物件が3万円、ロ号物件が5万円であり、これに対応する原告の製品の価格表記載の価格は5万8000円であった（乙19、20、弁論の全趣旨）。これらを単純に比較すると、被告製品の方が安いと、被告によると、実売平均価格はさらに安いとされており（乙18によると、イ号物件が●(省略)●、ロ号物件が●(省略)●）、原告の製品の实売価格がいくらかは不明であるから、上記原告の価格表記載の価格だけを前提として、推定覆滅事由があると認めることはできない。

さらに、被告は検査用照明器具全体の大きさについて、被告製品の方が小

さいことも指摘している。確かに、被告製品の全長と外径は、それぞれイ号物件が52mm、22mm、ロ号物件が55mm、21mm、ハ号物件が52.5mm、24mmである（甲5）のに対し、これに対応する原告の製品の全長と外径は62mm、22mm又は24mm（乙19）であって、被告製品の方が若干小型であり、また前記認定の原告と被告の宣伝内容等によれば、製品の小型化は重要な要素であると認められるが、他方で、明るさや均一度等が需要者にとって重要な要素と認められるから、上記差異の程度も踏まえると、被告指摘の上記の点が直ちに需要者の購買動機に影響を与えるとまでいうことはできず、推定覆滅事由があると認めることはできない。

(オ) 原告の主張について

原告は意匠と機能が一致する場合も多々あるとし、本件意匠が放熱性、高輝度性を感じさせる機能美の意匠であるなどと主張する。確かに、本件意匠に係る形態は、電源ケーブルがどこから引き出されるかということと密接不可分のものであって、後端フィン及び中間フィンの孔の有無は、フィンの放熱効率とも関連し得るものであるということ是可以する。しかし、本件はあくまでも意匠権侵害を理由とする請求であるから、その損害額を認定するに当たって、イ号物件ないしハ号物件の放熱性や輝度性といった性能や機能等を考慮することはできない。また、前記認定のとおり、原告自身、原告の製品を販売するに当たって、本件意匠には言及すらしておらず、原告主張の機能美を強調していたわけでもない。したがって、本件で原告の上記主張を上記判示したこと以上に考慮することはできない。

(カ) 以上のことを総合すると、イ号物件ないしハ号物件の売上げに対する本件意匠の寄与度は小さいというべきであり、以上認定・判示したことを考慮すると、本件意匠の寄与度は、イ号物件ないしハ号物件のいずれについても●(省略)●と認めるのが相当である。他方で、被告が推定覆滅事由として主張していることを採用することはできない。

(4) イ号物件及びハ号物件の意匠の実施に対し受けるべき実施料の率

原告は平成25年12月までのイ号物件及びハ号物件の売上げに関しては不当利得返還請求をしているところ、上記(3)で認定・判示した事情を踏まえると、原告が被告による本件意匠に類似するイ号物件及びハ号物件の意匠の実施に対し受けるべき実施料の率は、イ号物件及びハ号物件のいずれについても、通常の実施料率●(省略)●に、本件意匠の寄与度を乗じた●(省略)●と認めるのが相当である。

(5) まとめ

ア 不法行為に基づく損害賠償請求

意匠法39条2項に基づく原告の損害額は、平成26年1月以降の被告の利益額に、本件意匠の寄与度●(省略)●を乗じた246万6641円（1円未満四捨五入）である。そして、原告は本件訴訟の提起・追行を原告訴訟代理人に委任したところ（当裁判所に顕著な事実）、被告の本件意匠権侵害と相当因果

関係のある弁護士費用は25万円と認められる。

イ 不当利得返還請求（イ号物件及びハ号物件関係）

平成25年12月までの原告の損失・被告の利得額は、同月までのイ号物件及びハ号物件の売上額の●(省略)●に相当する17万8746円と認められる。

なお、原告は被告が「悪意の受益者」（民法704条前段）であると主張しており、ここで「悪意」とは法律上の原因のないことを知っていたという意味と解されるが、被告がイ号物件及びハ号物件の販売開始時から本件意匠権の存在等を認識していたことを認めるに足りる証拠はないし、原告が被告に対して本件意匠権の侵害を主張する内容証明郵便（甲18）を送付したことによって、直ちに被告が「悪意」（民法704条前段）になったとまで認めることは困難であるし、被告がイ号物件及びハ号物件の販売終了までに「悪意」となったことを認めるに足りる証拠もない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

もっとも、原告による被告の不当利得に対する支払済みまでの年5分の金員の支払請求は、遅延損害金を請求する趣旨とみることができる。そして、原告は被告に対して第6準備書面を平成30年3月5日に送付することによって平成24年12月までの被告の不当利得の返還を請求し、また第9準備書面を平成30年8月1日に送付することによって平成25年1月から12月までの被告の不当利得の返還を請求したと認められる（当裁判所に顕著な事実）。そして、上記原告の損失・被告の利得額である17万8746円のうち、平成24年12月までの分は13万8096円、平成25年の分は4万0650円である。

（計算式） 平成24年12月までの分 ●(省略)●=13万8096円（1円未満四捨五入。以下同じ。）

平成25年の分 ●(省略)●=4万0650円

以上より、原告の遅延損害金の支払請求は、不当利得の内金13万8096円に対する平成30年3月6日から、及び内金4万0650円に対する平成30年8月2日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を請求する限度で理由があるといえることができる。

5 以上より、原告の請求は主文第1項及び第2項の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条1項本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。なお、主文第1項については、仮執行の宣言を付すのは相当でないから、これを付さない。

【論 評】

1. 原告が有する2つの本件登録意匠に係る物品は、「検査用照明器具」であるところ、その「物品の説明」の項においては、「工場等において、製品の傷やマ

ーク等の検出に用いられるもので、LEDや光学素子を内蔵し、先端の光導出ポートから光を照射する。その光は、直接又は光ファイバ等のライトガイドを介して製品に照射される。」と説明され、「意匠の説明」の項においては、「実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」と説明されている。

また、この2つの意匠は関連意匠であり、いずれの出願日と登録日とは同日であるところ、その類似性については両者の図面を対比して見れば明らかである。

なお、意匠の類似の判断基準を裁判所は需要者においているが、意匠の類否問題は、販売のために商品化する以前の製造者における生産段階の問題であるから、物的基準は物品（製品）であり、人的基準は製造者（当業者）であると考えべきである。

2. そうすると、原告の本件意匠に対抗して出願した被告意匠は類似する意匠であると解されて当然であり、意匠権侵害は成立したのであるのに対し、その後、出願して登録された被告意匠は、本件意匠とはその全体の形態は別異の創作性を有するものといえるから、非類似の意匠と判断されるのは当然である。

3. ところで、被告の意匠権侵害行為により被った原告の損害について、裁判所はそれ相当の算定方法によって算定したが、意匠法39条2項の規定に基づいて、被告の利益額に本件意匠の寄与度を乗じた金額を算出し、これに加えて不当利得の返還請求をし、原告の損失と被告の利得とを算定して相当額を認定したのである。

〔牛木 理一〕

〔原告意匠権 1〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成16年12月6日 (2004. 12. 6)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1224615号 (D1224615)
- (24) 【登録日】平成16年10月22日 (2004. 10. 22)
- (54) 【意匠に係る物品】検査用照明器具

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1224780号 (D1224780)

- (52) 【意匠分類】D3-60
- (51) 【国際意匠分類 (参考)】10-05、10-06
- (21) 【出願番号】意願2004-11226 (D2004-11226)
- (22) 【出願日】平成16年4月12日 (2004. 4. 12)
- (72) 【創作者】

【氏名】米田 賢治

【住所又は居所】京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地 シーシーエス株式会社内

- (72) 【創作者】

【氏名】杉田 隆

【住所又は居所】京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地 シーシーエス株式会社内

- (73) 【意匠権者】

【識別番号】596099446

【氏名又は名称】シーシーエス株式会社

【住所又は居所】京都府京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地

- (74) 【代理人】

【識別番号】100121441

【弁理士】

【氏名又は名称】西村 竜平

【審査官】太田 茂雄

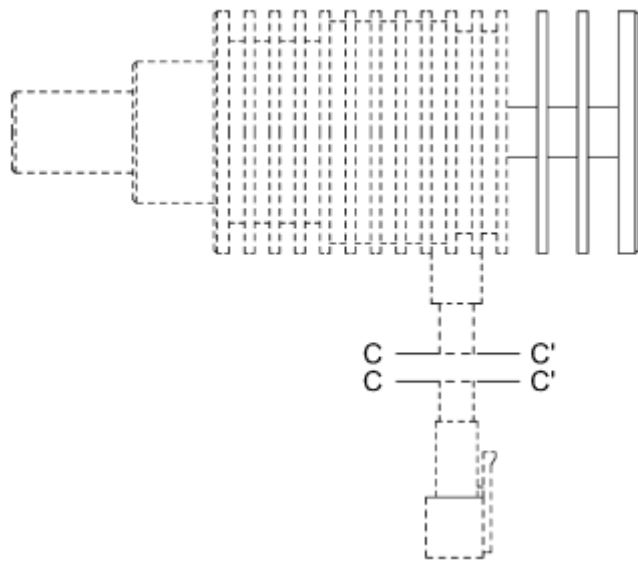
- (56) 【参考文献】意登1175712

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、工場等において製品の傷やマーク等の検出（これらを総称して検査という）に用いられるもので、LEDや光学素子を内蔵し（図示しない）、先端の光導出ポートから光を照射する。その光は、直接又は光ファイバ等のライトガイドを介して製品に照射される。

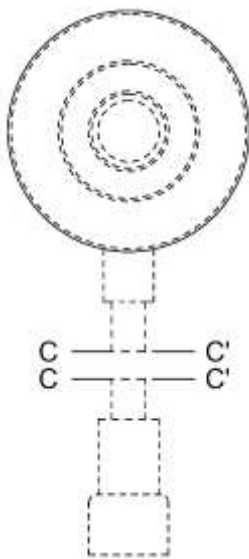
(55) 【意匠の説明】6面図及び参考斜視図に示すように、実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。C-C' 一点鎖線は中間省略を行った部分を示す線である。背面図は正面図と対称に表れる。

【図面】

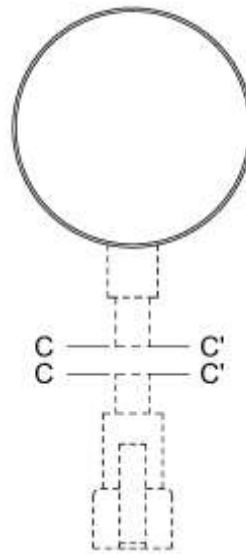
【正面図】



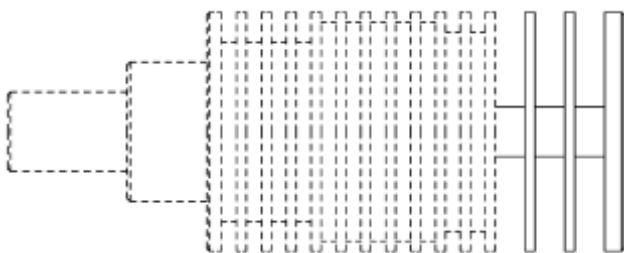
【左側面図】



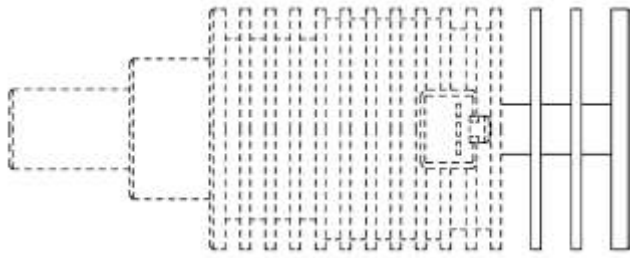
【右側面図】



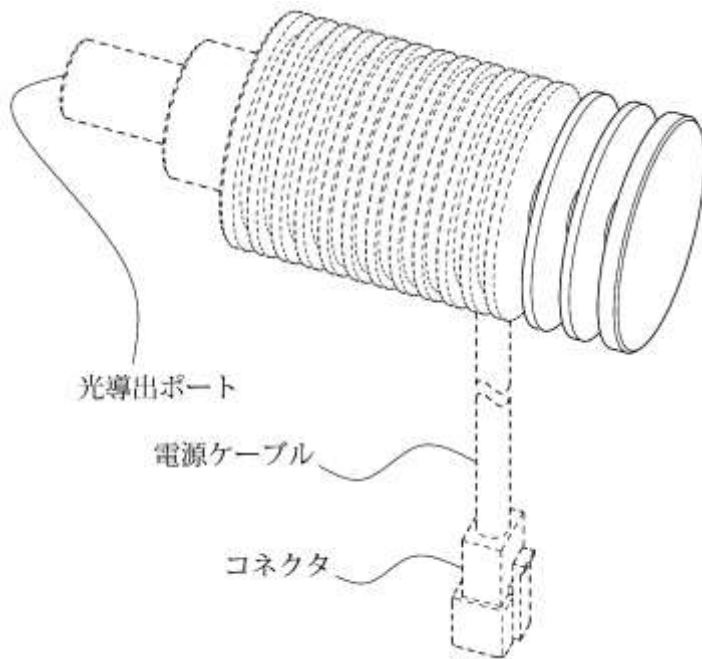
【平面図】



【底面図】



【参考斜視図】



[原告意匠権2]

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成16年12月6日 (2004. 12. 6)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1224780号 (D1224780)
(24) 【登録日】平成16年10月22日 (2004. 10. 22)
(54) 【意匠に係る物品】検査用照明器具

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1224615号 (D1224615)

- (52) 【意匠分類】D3-60
(51) 【国際意匠分類 (参考)】10-05、10-06
(21) 【出願番号】意願2004-11241 (D2004-11241)
(22) 【出願日】平成16年4月12日 (2004. 4. 12)
(72) 【創作者】

【氏名】米田 賢治

【住所又は居所】京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地 シーシーエス株式会社内

(72) 【創作者】

【氏名】杉田 隆

【住所又は居所】京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地 シーシーエス株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】596099446

【氏名又は名称】シーシーエス株式会社

【住所又は居所】京都府京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴岡町374番地

(74) 【代理人】

【識別番号】100121441

【弁理士】

【氏名又は名称】西村 竜平

【審査官】太田 茂雄

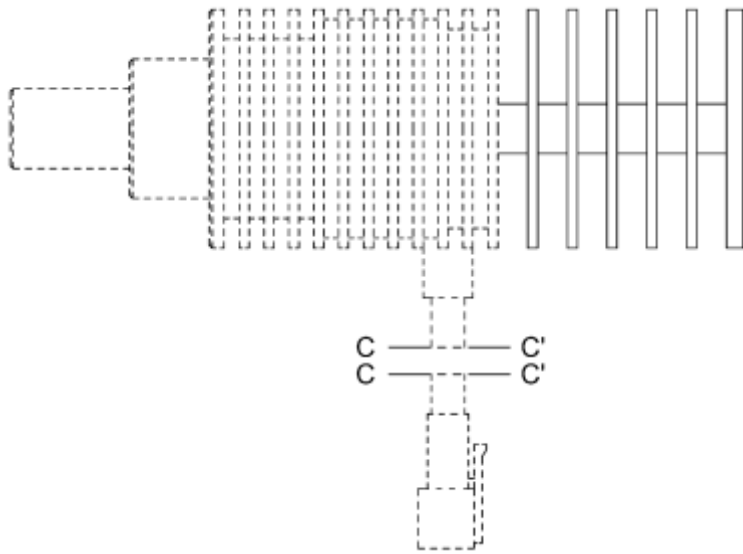
(56) 【参考文献】意登1175712

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、工場等において製品の傷やマーク等の検出（これらを総称して検査という）に用いられるもので、LEDや光学素子を内蔵し（図示しない）、先端の光導出ポートから光を照射する。その光は、直接又は光ファイバ等のライトガイドを介して製品に照射される。

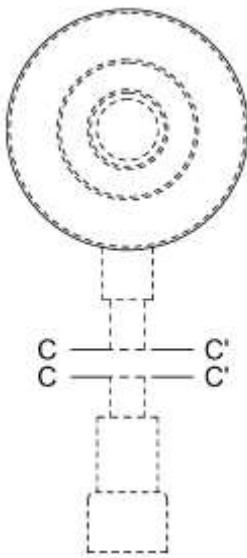
(55) 【意匠の説明】6面図及び参考斜視図に示すように、実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。C-C'一点鎖線は中間省略を行った部分を示す線である。背面図は正面図と対称に表れる。

【図面】

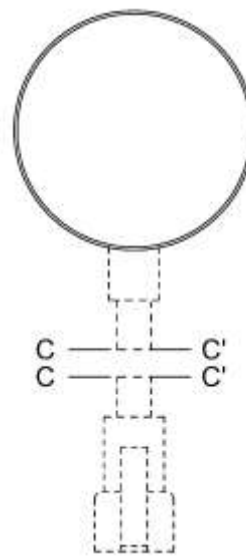
【正面図】



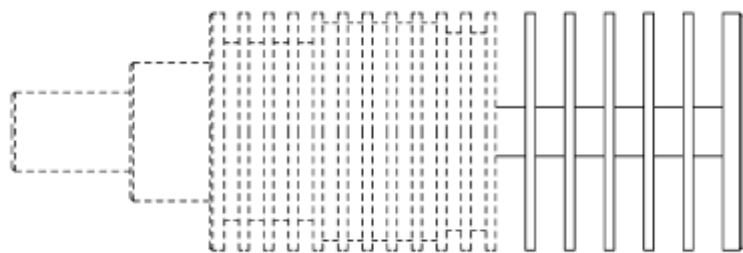
【左側面図】



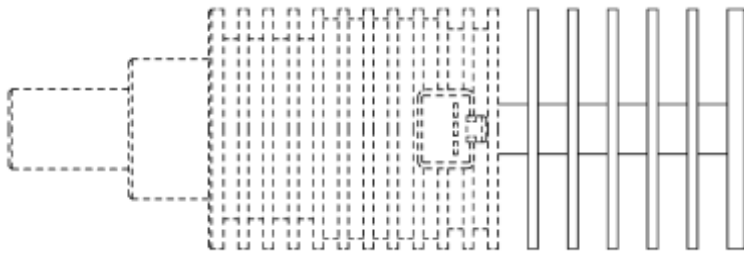
【右側面図】



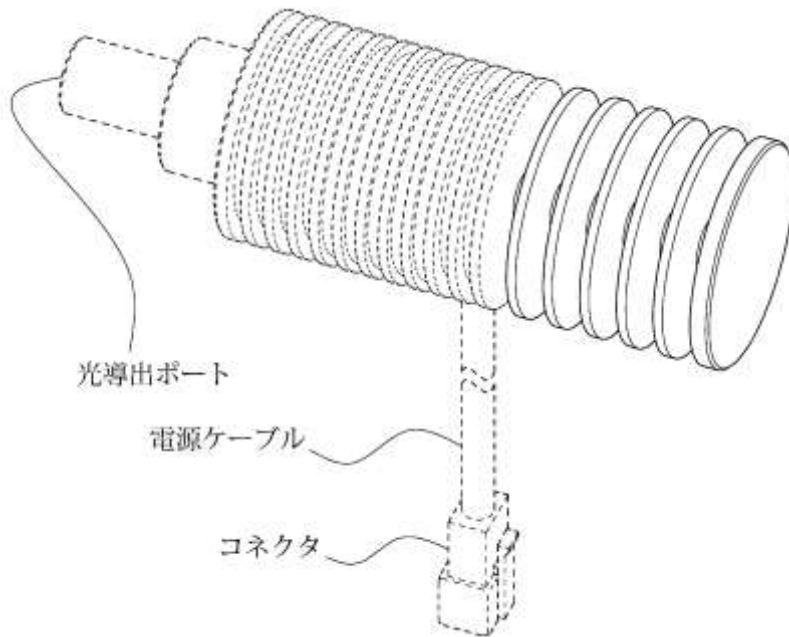
【平面図】



【底面図】



【参考斜視図】



〔被告意匠権1〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成29年1月30日 (2017. 1. 30)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1567961号 (D1567961)
- (24) 【登録日】平成28年12月22日 (2016. 12. 22)
- (54) 【意匠に係る物品】放熱フィン付き検査用照明器具

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1568313号 (D1568313)、意匠登録第1568314号

(D1568314)

(52) 【意匠分類】D3-600

(51) 【国際意匠分類】Loc (10) C1. 26-05

(21) 【出願番号】意願2016-20562 (D2016-20562)

(22) 【出願日】平成28年9月26日 (2016. 9. 26)

(72) 【創作者】

【氏名】松本 直人

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地 株式会社イマック内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】300074101

【氏名又は名称】株式会社イマック

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地

(74) 【代理人】

【識別番号】100121337

【弁理士】

【氏名又は名称】藤河 恒生

【早期審査対象出願】

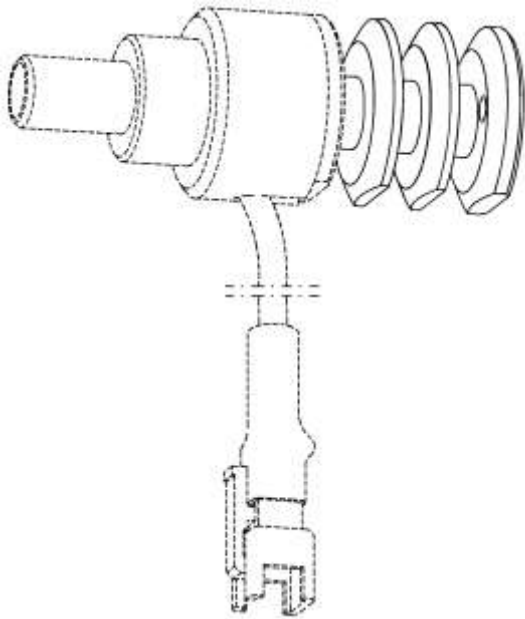
【審査官】佐々木 朝康

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、内蔵する発光体の光を光放射面から放射するものであり、光放射面の反対側には、放熱のために、軸体に複数のフィンが設けられた部分を有する。各フィンは、その外周面においてフラット面と円弧面を有し、光放射面に近い縁側にテーパーが設けられている。正面視において軸体は、各フィンの上下の中心からずれている。終端のフィンには、ねじ穴が形成されている。

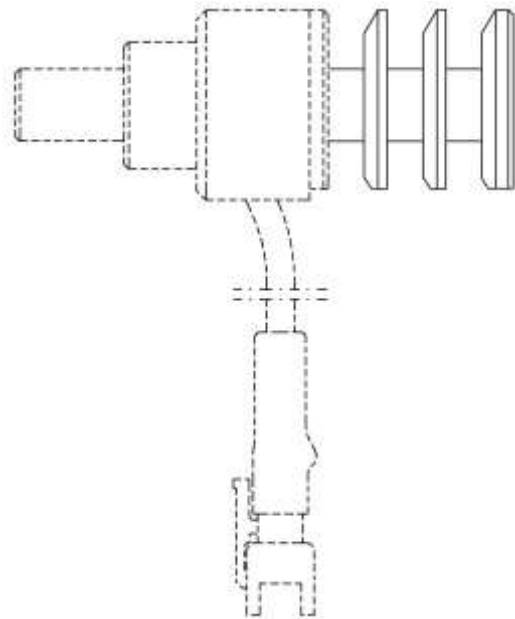
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称に表れるため省略する。配線ケーブルの途中は省略しており、省略部分は願書添付図面上95cmである。参考断面図は、A-A線で示す切断面での、部分意匠の部分のみの断面図である。

【図面】

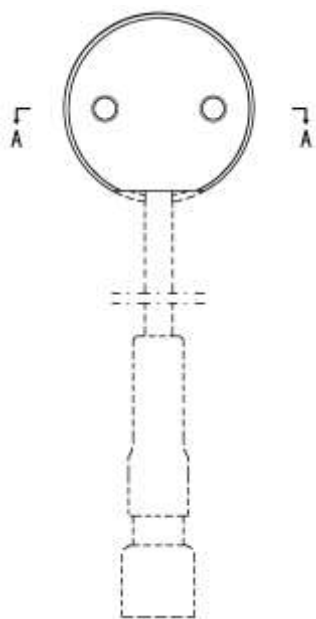
【参考斜視図】



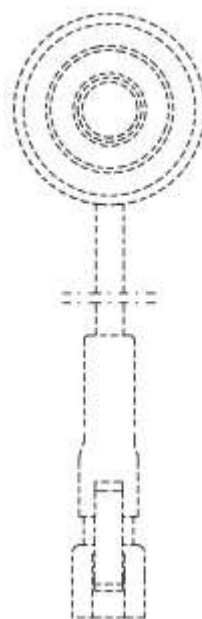
【正面図】



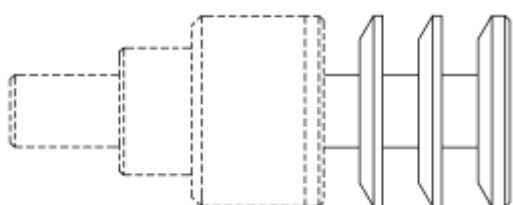
【右側面図】



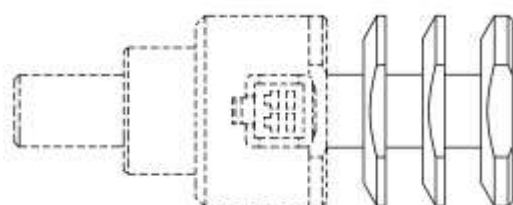
【左側面図】



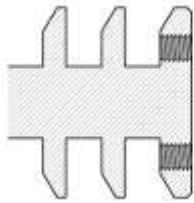
【平面図】



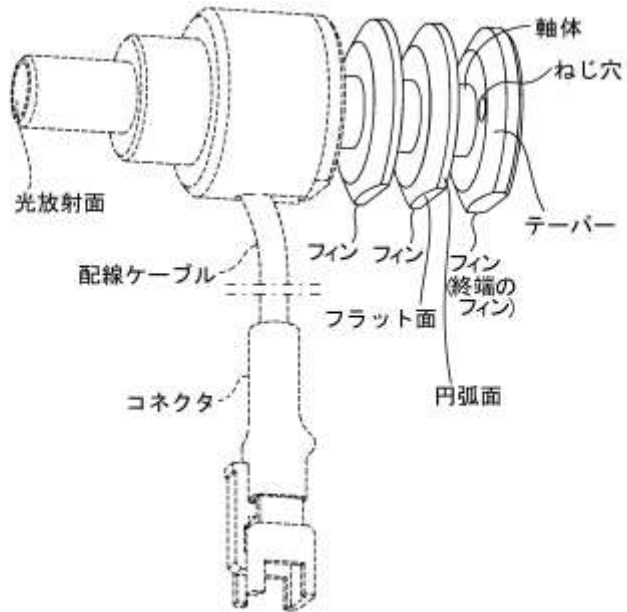
【底面図】



【参考断面図】



【部位の名称を示す参考斜視図】



〔被告意匠権2〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成29年1月30日 (2017. 1. 30)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1568313号 (D1568313)
(24) 【登録日】平成28年12月22日 (2016. 12. 22)
(54) 【意匠に係る物品】放熱フィン付き検査用照明器具

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1567961号 (D1567961)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1568314号 (D1568314)

- (52) 【意匠分類】D3-600
(51) 【国際意匠分類】Loc (10) C1. 26-05
(21) 【出願番号】意願2016-20564 (D2016-20564)
(22) 【出願日】平成28年9月26日 (2016. 9. 26)
(72) 【創作者】

【氏名】松本 直人

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地 株式会社イマック内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】300074101

【氏名又は名称】株式会社イマック

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地

(74) 【代理人】

【識別番号】100121337

【弁理士】

【氏名又は名称】藤河 恒生

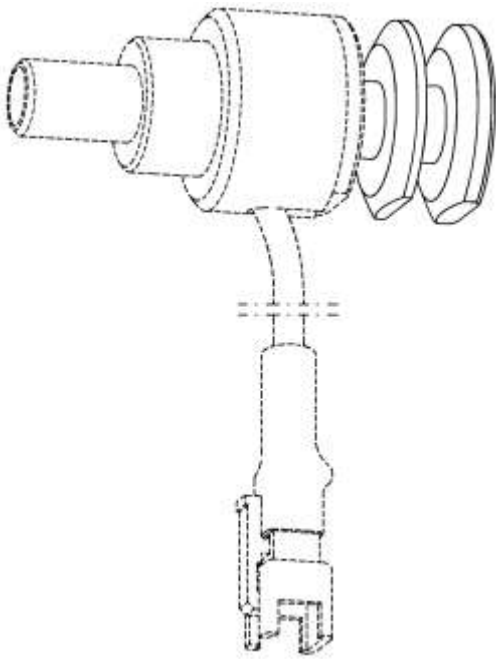
【審査官】佐々木 朝康

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、内蔵する発光体の光を光放射面から放射するものであり、光放射面の反対側には、放熱のために、軸体に複数のフィンが設けられた部分を有する。各フィンは、その外周面においてフラット面と円弧面を有し、光放射面に近い縁側にテーパが設けられている。正面視において軸体は、各フィンの上下の中心からずれている。終端のフィンには、ねじ穴が形成されている。

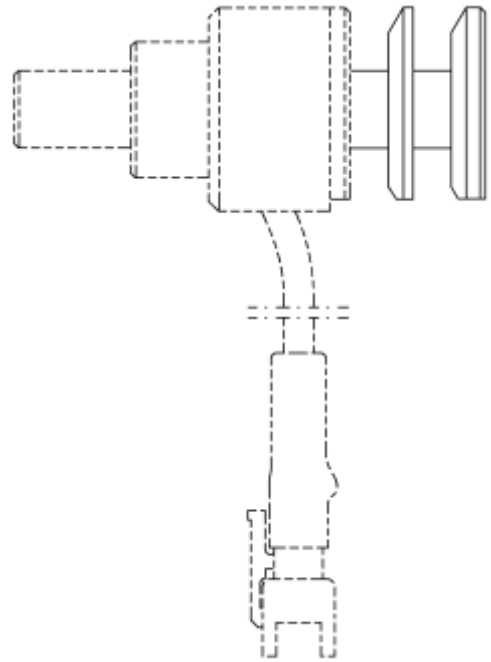
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称に表れるため省略する。配線ケーブルの途中は省略しており、省略部分は願書添付図面上95cmである。参考断面図は、A-A線で示す切断面での、部分意匠の部分のみの断面図である。

【図面】

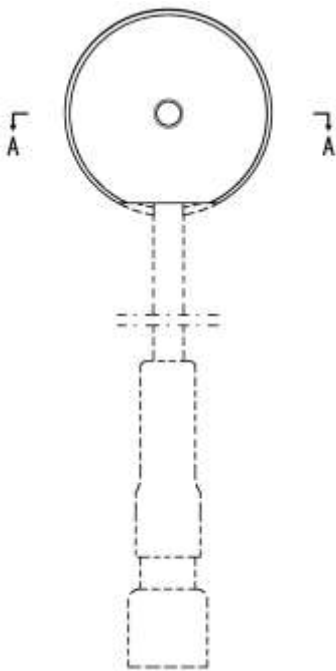
【参考斜視図】



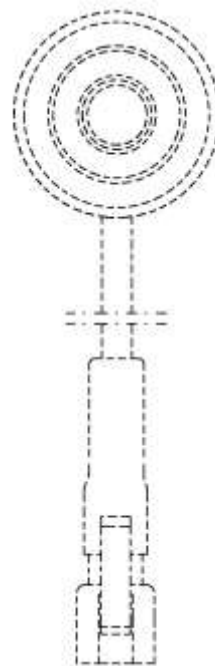
【正面図】



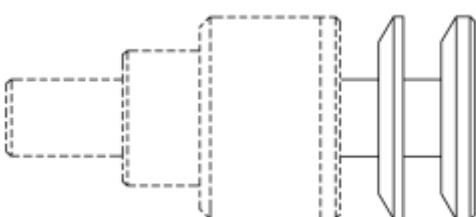
【右側面図】



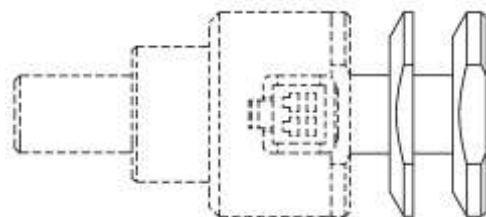
【左側面図】



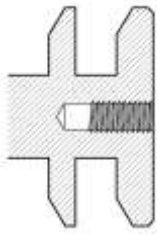
【平面図】



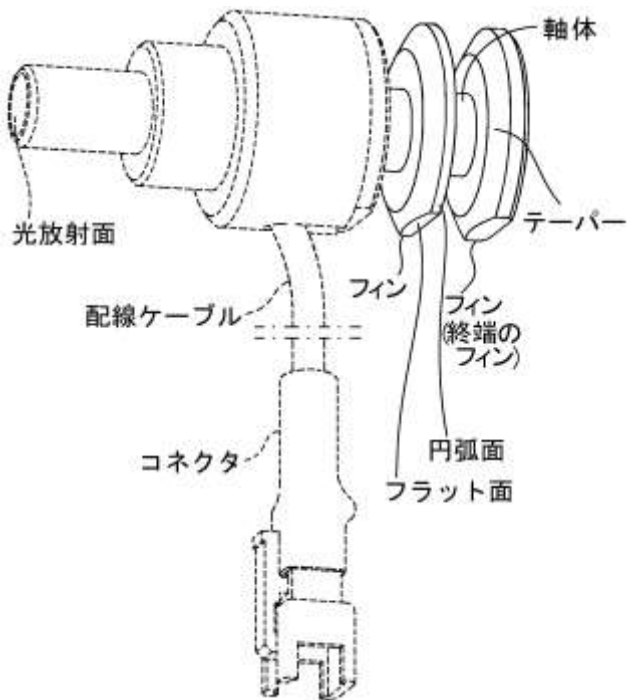
【底面図】



【参考断面図】



【部位の名称を示す参考斜視図】



〔被告意匠権3〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成29年1月30日 (2017. 1. 30)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1568314号 (D1568314)
- (24) 【登録日】平成28年12月22日 (2016. 12. 22)
- (54) 【意匠に係る物品】放熱フィン付き検査用照明器具

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1567961号 (D1567961)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1568313号 (D1568313)

- (52) 【意匠分類】D3-600
- (51) 【国際意匠分類】Loc (10) C1. 26-05
- (21) 【出願番号】意願2016-20565 (D2016-20565)
- (22) 【出願日】平成28年9月26日 (2016. 9. 26)
- (72) 【創作者】

【氏名】松本 直人

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地 株式会社イマック内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】300074101

【氏名又は名称】株式会社イマック

【住所又は居所】滋賀県守山市幸津川町1551番地

(74) 【代理人】

【識別番号】100121337

【弁理士】

【氏名又は名称】藤河 恒生

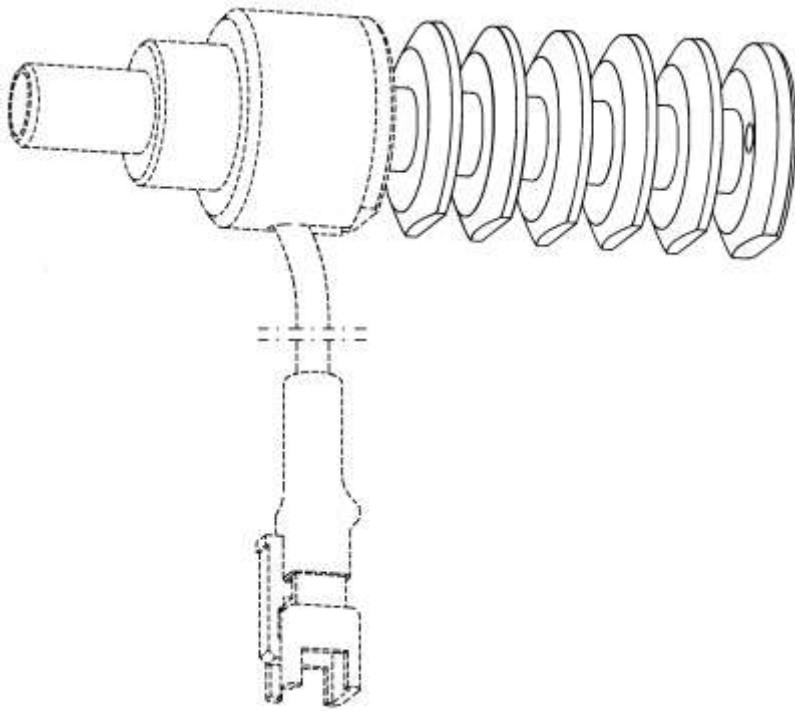
【審査官】佐々木 朝康

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、内蔵する発光体の光を光放射面から放射するものであり、光放射面の反対側には、放熱のために、軸体に複数のフィンが設けられた部分を有する。各フィンは、その外周面においてフラット面と円弧面を有し、光放射面に近い縁側にテーパが設けられている。正面視において軸体は、各フィンの上下の中心からずれている。終端のフィンには、ねじ穴が形成されている。

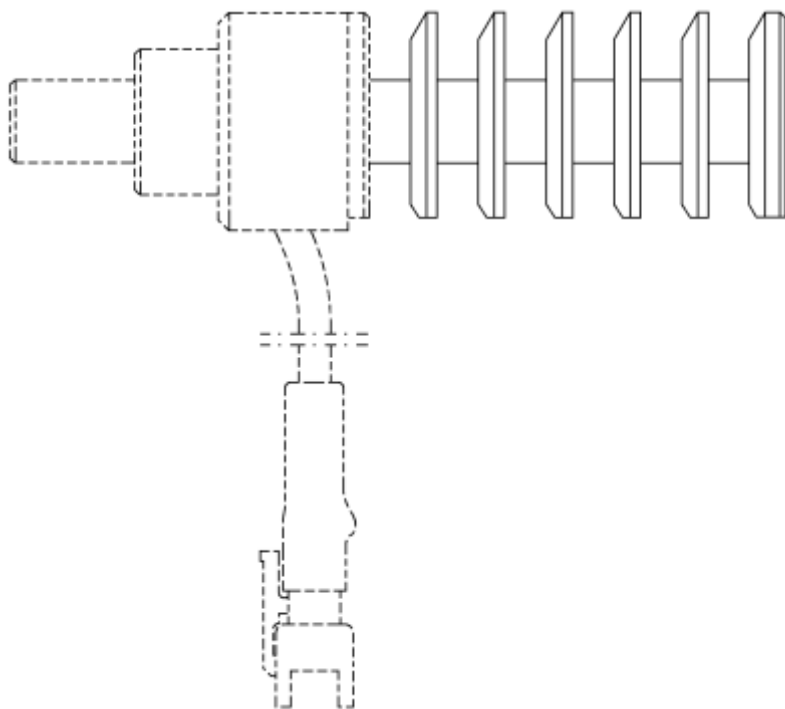
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称に表れるため省略する。配線ケーブルの途中は省略しており、省略部分は願書添付図面上95cmである。参考断面図は、A-A線で示す切断面での、部分意匠の部分のみの断面図である。

【図面】

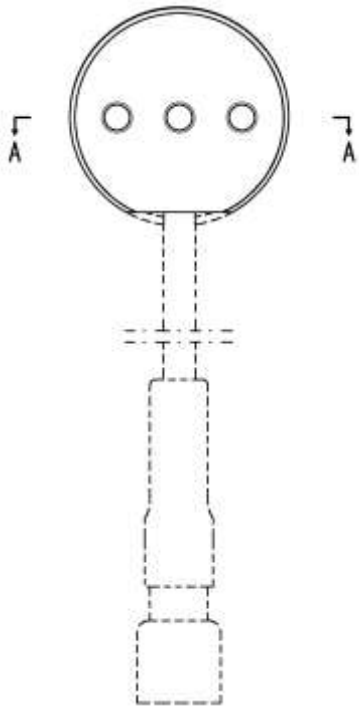
【参考斜視図】



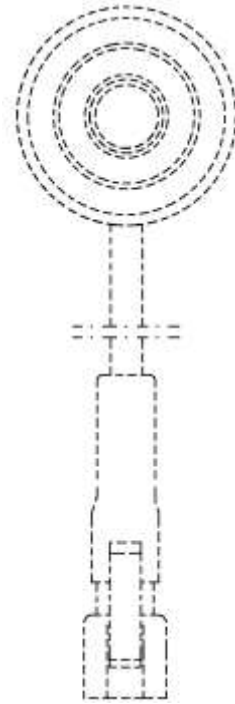
【正面図】



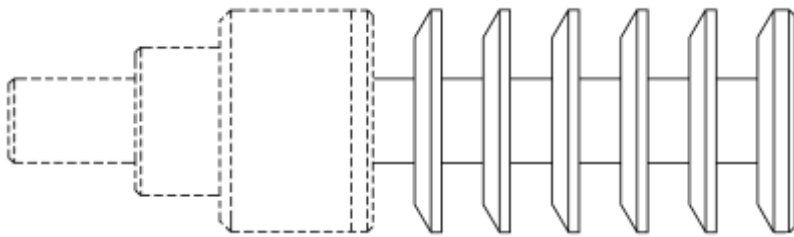
【右側面図】



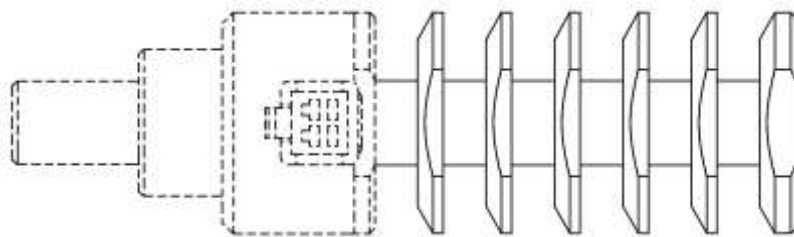
【左側面図】



【平面図】



【底面図】



【参考断面図】

